

平成25年度会務運営方針及び事業計画

第1 運営方針

「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布された。

今回の改正は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の会期及び招集、議会と長の関係、政務調査費を政務活動費に改称するなど、議会の活性化に向けて大幅な改正となっている。

こうした動向は、我々の果たす役割をさらに高めるところであり、各自治体は、自己責任の下に各種施策について自ら選択するとともに各町議会の役割・責務も、なお一層、重要性を増すことになる。

この時に当たり、本会は決意を新たにしてその使命を深く自覚し、9町議会が丸となって、新たな地方の時代に相応しい地方自治の振興発展に寄与するため、系統議長会その他関係団体との連絡協調を密にし、政務活動・議員研修の充実をはじめ、会務の適正効率的な執行を期するものとする。

第2 事業計画

上記運営方針に基づき、次の事業を実施する。

記

1. 会 議

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 定 例 会 | 必要に応じ |
| (2) 臨 時 会 | 必要に応じ |
| (3) 監 事 会 | 1 回 |
| (4) 正 副 会 長 会 | 必要に応じ |
| (5) 事務局長会議 | 1 回 |

2. 研 修 会

(1) 第1回議員研修会

- | | |
|-------|----------------|
| 日時・会場 | 7月上旬 会場は未定 |
| 対 象 | 町議会議員及び議会事務局長等 |
| 講 師 | 未定 |

(2) 第2回議員研修会

(第54回四国地区町村議会議長会研修会と合同開催)

日時・会場 11月開催(予定) 会場は未定(本県当番)

対 象 町議会議員及び議会事務局長等

講 師 未定

(3) 議長研修

市町村アカデミー(千葉市)または国際文化アカデミー(大津市)への参加
実施日は未定

(4) 職員研修

- ① 議会運営上の疑義に関する実務研修会 1回
- ② 「市町村議会事務局職員研修」(国際文化アカデミー)への参加
- ③ 全国町村議会事務局職員研修会への参加費助成

3. 政務活動

- (1) 町振興のための要望実現運動の実施
- (2) 系統議長会その他関係団体との連絡協調
- (3) 「町会報えひめ」の発行
- (4) ホームページの充実
- (5) 町村議会実態調査の実施及び情報連絡
- (6) 優良議会、自治功労者、優良職員の表彰

4. 福利厚生

- (1) 町村議会議員共済事業の推進
- (2) 全国町村議会議員団体補償制度に対する協力

5. その他

- (1) 議長相互の協調及び情報連絡事業の積極的推進
- (2) 議会運営上の疑義についての照会に対する対応
- (3) その他本会の目的達成のため必要と認められる事業